

十

卷之三

之

草書

行書

楷書

篆書

隸書

平二月

歲次庚午

立

左名書

四月

行書

平二月

行書

左名書

平二月

行書

天保四年二月

可部町郡追放者送り越紙面写

覚

当町

伊右衛門

可部町年寄

午二月晦日

三郎右衛門

同見習

清三郎

沼田郡八木村

御役人中様

郡追放  
郡内住人の犯罪  
者を他郡へ強制移住さ  
せる刑罰。郡方が追放地  
を決定  
町年寄  
町々に置かれ  
た町内行政を担当する  
役人。町内有力者から任  
命

一

覚

伊右衛門

右之者此度郡御追放被為仰付候間、例之通御見届可被成候、以上  
慥たしかニ見届申候、以上

午二月晦日

可部町

八木村

役人

御役人中様